

令和3年度 高校生・大学生教職体験プログラム  
「教師ミニミニ体験」事業（中央地区）実施要項

1 目的

- ① 教職希望の高校生等が、児童生徒との触れ合いを基盤にした本事業に参加することにより、教職の適性を知り、教職への憧れや意欲の向上を図る。
- ② 配属先（実地体験校）担任教師のアシスタント等として教育活動に参加することにより、児童生徒の学ぶ意欲や生活意欲の向上につなげる。

2 主催 秋田大学高大接続センター

3 後援 秋田県教育委員会、潟上市教育委員会

4 対象 潟上市小・中学校に登校可能な地域に居住する高校生及び大学生22名  
（高校生20名、大学生2名）とする。

5 事業の流れ

(1) 開講式・オリエンテーション(9/4(土))に参加し概要を把握する。

①『教師ミニミニ体験』事業の概要について

②体験実習生としての留意事項等 ③グループワーク(自己紹介等)

(2) 高大連携授業(10/9(土)・16(土)・23(土)の3日間)に参加する。

～教職の適性や教育の現状等について理解を深め、教職についての基本的知識を身に付ける～

①(第1講)～教職の魅力とその世界

②(第2講)～学習指導案の様式、読み取り、作成

③(第3・4講)～授業のビデオ(教育専門監他)視聴による授業に関する学び

④(第5講)～秋田県教育の特色(全国学力・学習状況調査結果等の分析から)及び教師に必要な資質・能力について

(3) 潟上市内の学校で実地体験(12/21(火)・22(水)の2日間)をする。

❖ 配属先(実地体験校)の教員より、ワンポイント指導についての助言を受ける。

❖ 「活動例」

①通常の教科学習のアシスタント

②外国語活動のアシスタント

③教科学習のワンポイント指導

④学級での交流活動

⑤朝や帰りの会への参加(コメントを述べる)

⑥給食の時間

⑦清掃活動

⑧その他、配属校の実状に応じた活動

(4) 事後指導(振り返りと総括)及び閉講式(12/24(金))に参加する。

6 配属校及び活動時間等

(1) 配属校 潟上市内小・中学校(6小学校、3中学校)

大豊小学校、飯田川小学校、天王小学校、出戸小学校、東湖小学校、追分小学校  
天王中学校、天王南中学校、羽城中学校

(2) 活動時間 配属先小・中学校の活動時間に準ずる。

詳細については、実地体験校の参加代表者が事前に確認し、参加者に周知すること。

(3) 活動日誌の記入と提出

参加者は活動日誌を記入し、配属先の校長の署名又は押印をいただくこと。

(4) 昼食 配属先の学校で児童生徒と一緒に教室で給食をとる。

(5) 欠席について

参加者がやむを得ない理由で欠席する場合には、事前に(平日8:30~17:00)秋田大学総合学務課(018-889-2254)に連絡する。

(6) 活動の教育課程上の位置づけ

学生にあっては、ボランティア活動の一環とし、高校生にあっては、就職体験活動(イ

ンターシップ)として位置づける等、各高等学校の教育活動の一環とする。

## 7 参加高校生及び大学生の募集

### (1) 応募資格

本事業のねらいを踏まえ、将来教職に就くことを強く希望する者。

原則、中央地区の高等学校在学中の1年生または2年生と秋田大学生とする。

### (2) 応募手続

別紙 諸手続き参照

#### ア) 高校生

- ・ 高校生は推薦願(様式②)を整え、高等学校長に申請する。
- ・ 各高等学校長は文書(様式④)により高大接続センター長に依頼する。高大接続センター長は、各高等学校長と連絡協議しながら応募希望者から提出された推薦願を審査の上、推薦者を決める。高大接続センター長は(様式⑤)で潟上市教育委員会教育長に依頼する。

#### イ) 大学生

- ・ 大学生は推薦願(様式①)を整え、所属学部長・研究科長に申請する。
- ・ 高大接続センター長は、応募希望者から提出された推薦願を審査の上、推薦者を決める。高大接続センター長は、潟上市教育委員会教育長に文書(様式⑤)で依頼する。

## 8 募集締切

7月9日(金)必着

## 9 その他

### (1) 参加高校生及び大学生への指導

当該高等学校及び大学においては、参加高校生・大学生が、本事業のねらいを踏まえ、小・中学校で教員の指導の下に活動することの意義を認識させるとともに、服装、言動等についても十分な事前指導をする。高大接続センター長も同様の指導を行うものとする。また、事業の開始に当たっては、開講式及び事前の打ち合わせ(オリエンテーション)をカレッジプラザにおいて実施する。(9/4(土))

### (2) 終了後の報告

別紙諸手続参照。参加者から配属先校長等への礼状については様式も含め自由とする。

### (3) 事故に対する措置等

高校生は6(6)に従い、学校管理下の事業として本プログラムに参加する。

### (4) 新型コロナウイルス感染対策

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部からの行動指針に従い、参加する高校生・大学生には以下のような感染症対策を徹底させる。

1. 手洗い・マスクの着用・咳エチケットの徹底。
2. 入校、入室の際のアルコール消毒液での手指消毒の徹底。
3. 会場の広さを確保し、お互いの距離を空けるなどして人の密度を減らす。
4. 近距離での会話や発声、高唱を避ける。

※また新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、中止せざるをえない場合もございます。

### (5) 担当及び連絡先

秋田大学総合学務課高大連携室 (岡村)

電話:018-889-2254

mail:setsuzoku@jimu.akita-u.ac.jp